

被災沿岸地域において

雇用保険失業給付の給付日数をさらに延長します

～広域延長給付実施のお知らせ～

東日本大震災の被災地域のうち、特に雇用情勢が悪化し、その地域で就職を希望してもすぐには職業に就くことが困難な地域を雇用保険失業給付の延長が必要な地域として指定しました。

この地域にお住まいの方で、雇用保険失業給付の支給終了日までに再就職が困難と認められる場合には、雇用保険失業給付の給付日数を原則「90日」分延長します。

Q1 指定された地域はどこですか。

【岩手県】

洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、遠野市、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市

【宮城県】

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、大郷町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区に限る)、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

【福島県】

新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、田村市、川内村、楡葉町、広野町、いわき市

Q2 延長の対象となるのはどのような人ですか。

次の要件のすべてを満たす方が対象になります。

- ① 原則として、指定地域内に住んでいること(Q4参照)
- ② 指定期間(※)内に、雇用保険の失業給付が支給終了となること
- ③ ハローワークに求職申込みをしていること
- ④ 住んでいる指定地域外の求人について職業紹介を受けることが可能であること
- ⑤ 再就職が困難と認められること

※ 指定期間は、平成23年10月1日～平成24年9月30日です。

Q3 延長される給付日数は何日ですか。

原則として、90日分延長されます。

Q4 以前は指定地域内に住んでいましたが、東日本大震災により避難し、現在は指定地域外に住んでいます。延長の対象になりますか。

東日本大震災発生時に指定地域内にお住まいだった方は、対象になる場合がありますので、ハローワークにご相談ください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・ハローワーク



厚生労働省
ハローワーク